

仙台市交通局規程第二十三号

仙台市乗合自動車運賃条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年九月十八日

仙台市交通事業管理者 吉 野 博 明

仙台市乗合自動車運賃条例施行規程の一部を改正する規程

仙台市乗合自動車運賃条例施行規程（平成二十二年仙台市交通局規程第一号）の一部を次のように改正する。

現 行	改正後
（基本計算賃率） 第六条 条例第二条第二項に規定する管理者の定める基本計算賃率の額は、<u>三十八円十銭</u>とする。 （特別旅客運賃） 第八条 条例第五条に規定する管理者が設定する特別旅客運賃の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 一 別表第一に掲げる適用区間内で乗車し、かつ、下車する場合 大人<u>百二十円</u>、小児<u>六十円</u> 二 別表第二に掲げる適用区間内で乗車し、かつ、下車する場合 大人<u>百円</u>、小児<u>五十円</u> 三 〔略〕 第十条 条例別表に規定する管理者が定める通勤大人一月の定期旅客運賃の額は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 一 乗車区間が十キロメートル以下のもの 乗車区間の基準運賃額（第八条第二号に掲げる場合にあつては、<u>百円</u>）に六十を乗じて得た額からその<u>三割</u>に相当する額を減じて得た額 二 乗車区間が十キロメートルを超え十五キロメートル以下のもの 乗車区間の基準運賃額から<u>四百五十円</u>を減じて得た額に六十を乗じて得た額からその三割五分に相当する額を減じて得た額に<u>一万八千八百七十円</u>を加えて得た額 三 乗車区間が十五キロメートルを超えるもの 乗車区間の基準運賃額から<u>六百十円</u>を減じて得た額に六十を乗じて得た額からその五割に相当する額を減じて得た額に<u>二万五千百十円</u>を加えて得た額 2 条例別表に規定する管理者が定める通学大人一月の定期旅客運賃の額は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 一 乗車区間が十キロメートル以下のもの 乗車区間の基準運賃額（第八条第二号に掲げる場合にあつては、<u>百円</u>）に六十を乗じて得た額からその四割に相当する額を減じて得た額 二 乗車区間が十キロメートルを超え十五キロメートル以下のもの 乗車区間の基準運賃額から<u>四百五十円</u>を減じて得た額に六十を乗じて得た額からその五割に相当する額を減じて得た額に<u>一万六千四百四十円</u>を加えて得た額 三 乗車区間が十五キロメートルを超えるもの 乗車区間の基準運賃額から<u>六百十円</u>を減じて得た額に六十を乗じて得た額からその八割に相当する額を減じて得た額に<u>二万九百四十円</u>を加えて得た額 3 条例別表に規定する一月の特殊定期旅客運賃の額は、<u>四千八百七十円</u>とする。	（基本計算賃率） 第六条 条例第二条第二項に規定する管理者の定める基本計算賃率の額は、<u>四十五円九十銭</u>とする。 （特別旅客運賃） 第八条 条例第五条に規定する管理者が設定する特別旅客運賃の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 一 別表第一に掲げる適用区間内で乗車し、かつ、下車する場合 大人<u>百五十円</u>、小児<u>八十円</u> 二 別表第二に掲げる適用区間内で乗車し、かつ、下車する場合 大人<u>百三十円</u>、小児<u>七十円</u> 三 〔略〕 第十条 条例別表に規定する管理者が定める通勤大人一月の定期旅客運賃の額は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 一 乗車区間が十キロメートル以下のもの 乗車区間の基準運賃額（第八条第二号に掲げる場合にあつては、<u>百三十円</u>）に六十を乗じて得た額からその<u>二割五分</u>に相当する額を減じて得た額 二 乗車区間が十キロメートルを超え十五キロメートル以下のもの 乗車区間の基準運賃額から<u>五百四十円</u>を減じて得た額に六十を乗じて得た額からその三割五分に相当する額を減じて得た額に<u>二万四千三百円</u>を加えて得た額 三 乗車区間が十五キロメートルを超えるもの 乗車区間の基準運賃額から<u>七百二十円</u>を減じて得た額に六十を乗じて得た額からその五割に相当する額を減じて得た額に<u>三万千三百二十円</u>を加えて得た額 2 条例別表に規定する管理者が定める通学大人一月の定期旅客運賃の額は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 一 乗車区間が十キロメートル以下のもの 乗車区間の基準運賃額（第八条第二号に掲げる場合にあつては、<u>百三十円</u>）に六十を乗じて得た額からその四割に相当する額を減じて得た額 二 乗車区間が十キロメートルを超え十五キロメートル以下のもの 乗車区間の基準運賃額から<u>五百四十円</u>を減じて得た額に六十を乗じて得た額からその五割に相当する額を減じて得た額に<u>一万九千四百四十円</u>を加えて得た額 三 乗車区間が十五キロメートルを超えるもの 乗車区間の基準運賃額から<u>七百二十円</u>を減じて得た額に六十を乗じて得た額からその八割に相当する額を減じて得た額に<u>二万四千八百四十円</u>を加えて得た額 3 条例別表に規定する一月の特殊定期旅客運賃の額は、<u>六千九十円</u>とする。

(一日旅客運賃)

第十三条 一日旅客運賃は、旅客がその指定する一日に限り次項各号に定める区間を不定回数乗車する場合に適用する。

〔新設〕

〔新設〕

2 条例別表に規定する大人一日旅客運賃の額は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 仙台駅前を起点とした通用区間の普通旅客運賃が二百六十円以内の区間 六百五十円

二 仙台駅前を起点とした通用区間の普通旅客運賃が三百六十円以内の区間 千円

三 別表第一に掲げる区間 三百円

(乗車券の発行場所)

第二十条 〔略〕

2 第十三条第二項第三号の一日旅客運賃に係る一日乗車券(以下「第三号一日乗車券」という。)の発行は、前項の規定にかかわらず、ウェブサイト等を利用する方法(インターネット等を利用する方法(電気通信(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この項において同じ。))の送信(公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信を除く。))により、文書図画をその受信をする者が使用する通信端末機器(入出力装置を含む。))の映像面に表示させる方法(いう。))のうち電子メール(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成十四年法律第二十六号)第二条第一号に規定する電子メールをいう。))を利用する方法を除いたものをいう。第四十九条第二項において同じ。))により行う。

3 〔略〕

(一日旅客運賃の払戻し)

第四十七条 一日乗車券(第三号一日乗車券を除く。)に係る一日旅客運賃の払戻しにあつては、通用期日の前日までに払戻しの請求があつた場合に限り、当該乗車券に係る運賃額の全額を払い戻すものとする。

2 第三号一日乗車券に係る一日旅客運賃の払戻しにあつては、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、当該第三号一日乗車券が使用されていないときに限り、当該第三号一日乗車券に係る運賃額の全額を払い戻すものとする。

一 〔略〕

二 当該一日旅客運賃に係る第三号一日乗車券の通用期日が経過した場合

(運行不能の場合の取扱い)

第五十条 天災地変その他やむを得ない事由により運送を中断したときは、乗車中の旅客について次に掲げる取扱いを行うものとする。ただし、前途の運送を継続する手段を提供したときはこの限りでない。

〔一～三 略〕

(一日旅客運賃)

第十三条 一日旅客運賃は、次に掲げる場合に適用する。

一 旅客がその指定する一日に限り次項第一号イからハまでに掲げる区間を不定回数乗車する場合

二 管理者が定める日において、旅客がその指定する一日に限り区間を定めず不定回数乗車する場合

2 条例別表に規定する大人一日旅客運賃の額は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第一号の場合 次のイからハまでに掲げる区間の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ 仙台駅前を起点とした通用区間の普通旅客運賃が三百円以内の区間 七百五十円

ロ 仙台駅前を起点とした通用区間の普通旅客運賃が四百十円以内の区間 千百五十円

ハ 別表第一に掲げる区間 三百八十円

二 前項第二号の場合 千百円

〔削る〕

(乗車券の発行場所)

第二十条 〔略〕

2 第十三条第二項第一号ハ及び同項第二号の一日旅客運賃に係る一日乗車券(以下「デジタル一日乗車券」という。)の発行は、前項の規定にかかわらず、ウェブサイト等を利用する方法(インターネット等を利用する方法(電気通信(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この項において同じ。))の送信(公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信を除く。))により、文書図画をその受信をする者が使用する通信端末機器(入出力装置を含む。))の映像面に表示させる方法(いう。))のうち電子メール(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成十四年法律第二十六号)第二条第一号に規定する電子メールをいう。))を利用する方法を除いたものをいう。第四十九条第二項において同じ。))により行う。

3 〔略〕

(一日旅客運賃の払戻し)

第四十七条 一日乗車券(デジタル一日乗車券を除く。)に係る一日旅客運賃の払戻しにあつては、通用期日の前日までに払戻しの請求があつた場合に限り、当該乗車券に係る運賃額の全額を払い戻すものとする。

2 デジタル一日乗車券に係る一日旅客運賃の払戻しにあつては、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、当該デジタル一日乗車券が使用されていないときに限り、当該デジタル一日乗車券に係る運賃額の全額を払い戻すものとする。

一 〔略〕

二 当該一日旅客運賃に係るデジタル一日乗車券の通用期日が経過した場合

(運行不能の場合の取扱い)

第五十条 天災地変その他やむを得ない事由により運送を中断したときは、乗車中の旅客について次に掲げる取扱いを行うものとする。ただし、前途の運送を継続する手段を提供したときはこの限りでない。

〔一～三 略〕

四 一日乗車券（第三号一日乗車券を除く。）を所持する旅客にあつては、旅客の選択に応じ、次のいずれかの取扱いを行うものとする。

[イ・ロ 略]

五 第三号一日乗車券を所持する旅客にあつては、当該第三号一日乗車券に係る一日旅客運賃の払戻し

2 [略]

3 第一項に規定する場合において旅客が乗車した停留所までの無賃送還を行うときは、当該無賃送還を受ける旅客について次の各号に掲げる取扱いを行うものとする。

[一～三 略]

四 一日乗車券（第三号一日乗車券を除く。）を所持する旅客に対する取扱いは、第一項第四号の規定を準用するものとする。

五 第三号一日乗車券を所持する旅客に対する取扱いは、第一項第五号の規定を準用するものとする。

4 [略]

第五十一条 前条第一項に規定する事由により運送を中断した場合であつて、運行中止の区間にかかる乗車券を所持する旅客が乗車できなくなったときは、次に掲げる取扱いを行うものとする。

[一・二 略]

三 一日乗車券（第三号一日乗車券を除く。）を所持する旅客に対する取扱いは、前条第一項第四号の規定を準用するものとする。

[新設]

2 前項の規定にかかわらず、前条第一項に規定する事由により運送を中断した場合であつて、別表第一に掲げる適用区間内にある停留所において旅客が乗車できなくなったときは、第三号一日乗車券を所持する旅客については、当該第三号一日乗車券に係る一日旅客運賃の全額を払い戻すものとする。

附 則

[1～3 略]

（定期旅客運賃に関する特例）

4 当分の間、通勤定期旅客運賃の額は、第十条第一項の規定にかかわらず、仙台市乗合自動車運賃条例施行規程の一部を改正する規程（平成二十六年仙台市交通局規程第七号）による改正前の仙台市乗合自動車運賃条例施行規程（以下「平成二十六年改正前規程」という。）の規定により算出した通勤定期旅客運賃の額に百五分の百十を乗じて得た額（十円未満の端数が生じたときは、十円を単位に四捨五入して得た額）とする。

5 当分の間、通学定期旅客運賃の額は、第十条第二項の規定にかかわらず、平成二十六年改正前規程の規定により算出した通学定期旅客運賃の額に百五分の百十を乗じて得た額（十円未満の端数が生じたときは、十円を単位に四捨五入して得た額）とする。

6 当分の間、割引の対象者に対する定期旅客運賃の額は、第十四条第二項第三号の規定にかかわらず、仙台市乗合自動車運賃条例施行規程の一部を改正する規程（平成九年仙台市交通局規程第二十三号）による改正前の仙台市乗合自動車運賃条例施行規程（以下「平成九年改正前規程」という。）の規定により算出した定期旅客運賃の額からその三割に相当する額を減じて得た額（十円未満の端数が生じたときは、十円を単位に四捨五

四 一日乗車券（デジタル一日乗車券を除く。ロにおいて同じ。）を所持する旅客にあつては、旅客の選択に応じ、次のいずれかの取扱いを行うものとする。

[イ・ロ 略]

五 デジタル一日乗車券を所持する旅客にあつては、当該デジタル一日乗車券に係る一日旅客運賃の払戻し

2 [略]

3 第一項に規定する場合において旅客が乗車した停留所までの無賃送還を行うときは、当該無賃送還を受ける旅客について次の各号に掲げる取扱いを行うものとする。

[一～三 略]

四 一日乗車券（デジタル一日乗車券を除く。）を所持する旅客に対する取扱いは、第一項第四号の規定を準用するものとする。

五 デジタル一日乗車券を所持する旅客に対する取扱いは、第一項第五号の規定を準用するものとする。

4 [略]

第五十一条 前条第一項に規定する事由により運送を中断した場合であつて、運行中止の区間に係る乗車券を所持する旅客が乗車できなくなったときは、次に掲げる取扱いを行うものとする。

[一・二 略]

三 一日乗車券（デジタル一日乗車券を除く。）を所持する旅客に対する取扱いは、前条第一項第四号の規定を準用するものとする。

四 デジタル一日乗車券を所持する旅客に対する取扱いは、前条第一項第五号の規定を準用するものとする。

[削る]

附 則

[1～3 略]

[削る]

[削る]

[削る]

入して得た額)に百三分の百五を乗じて得た額(十円未満の端数が生じたときは、十円を単位に四捨五入して得た額)に百五分の百十を乗じて得た額(十円未満の端数が生じたときは、十円を単位に四捨五入して得た額)とする。

7 当分の間、福祉定期乗車券に適用される運賃の額は、第十四条第二項第三号の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

福祉定期乗車券の種類	適用される運賃の額	
一 大人通勤定期乗車券	平成九年改正前規程の規定により算出した大人通勤定期旅客運賃からその三割に相当する額を減じて得た額(十円未満の端数が生じたときは、十円を単位に四捨五入して得た額)に百三分の百五を乗じて得た額(十円未満の端数が生じたときは、十円を単位に四捨五入して得た額)に百五分の百十を乗じて得た額(十円未満の端数が生じたときは、十円を単位に四捨五入して得た額)	
二 大人通学定期乗車券	平成九年改正前規程の規定により算出した大人通学定期旅客運賃からその三割に相当する額を減じて得た額(十円未満の端数が生じたときは、十円を単位に四捨五入して得た額)に百三分の百五を乗じて得た額(十円未満の端数が生じたときは、十円を単位に四捨五入して得た額)に百五分の百十を乗じて得た額(十円未満の端数が生じたときは、十円を単位に四捨五入して得た額)	
三 大人全線通学定期乗車券	一月	四千百八十円
	三月	一万二千五百四十円
	六月	二万五千八十円
四 大人全線共通通学定期乗車券	一月	四千百八十円
	三月	一万二千五百四十円
	六月	二万五千八十円

(一日旅客運賃に関する特例)

8 令和七年七月五日から令和八年三月二十九日までの間の土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和三十三年法律第百七十八号)に規定する休日(以下この項において「祝日法による休日」という。)又は令和七年十二月二十九日から令和八年一月三日までの日(祝日法による休日を除く。)において、一日旅客運賃は、第十三条に定めるもののほか、旅客がその指定する一日に限り区間を定めず不定回数乗車する場合に適用し、この場合における条例別表に規定する大人一日旅客運賃の額は、千円とする。

9 第二十条第二項、第四十七条第二項、第四十八条第二項、第四十九条第二項、第五十条第一項第五号、第二項、第三項第五号及び第四項並びに第五十一条第二項の規定は、前項の規定により適用される一日旅客運賃に係る一日乗車券について準用する。この場合において、第五十一条第二項中「別表第一に掲げる通用区間内にある停留所において」とあるのは、「いずれの停留所においても」と読み替えるものとする。

[削る]

[削る]

[削る]

附 則

この規程は、令和八年十月一日から施行する。

(交通局総務部経営企画課)